

令和元年度

港湾・空港工事における総合評価等の
実施方針について

令和元年7月

国土交通省 関東地方整備局
港湾空港部

平成31年4月1日以降に公告する工事より適用するものです。

- ◆本運用方針に基づき個別の工事に適用される評価項目等は、各工事の入札説明書を参照してください。
- ◆本方針の内容は予告なく変更する場合がありますので、ご承知おき願います。

< 目 次 >

I . 令和元年度の入札・契約手続きの基本方針

II . 低入札価格調査基準の見直し

III . その他

I. 令和元年度の入札・契約手続きの基本方針

令和元年度直轄事業の実施に当たっては、引き続き、「**担い手の育成・確保**」「**働き方改革**」「**生産性の向上**」の3本柱を中心に、これまでの取組と合わせて推進。

担い手育成・確保

- 若手技術者の登用促進 . . . 【継続】
- 中小企業の受注機会の確保 . . . 【継続】
- 作業船保有状況等の評価 . . . 【見直し】

働き方改革

- 電子入札申請手続きの簡素化 . . . 【新規】
- 配置予定技術者の契約後の変更 . . . 【継続】
- 工事の総合評価落札方式に係る
技術提案の取り扱いについて . . . 【見直し】
- 工事及び業務における書類の削減

生産性の向上

- i-Constructionの「深化」
- ICTの導入
- 工事及び業務の平準化

【若手技術者登用型（工事）】

■目的

建設業における若手技術者の活躍に向けて、若手技術者が主任（監理）技術者としての現場経験を積むことができるよう若手技術者の登用を促すとともに、現場経験の多い技術者（技術指導者）をあわせて配置することにより技術の伝承を図るための取り組み。

■実施概要

技術指導者を配置した場合には当該技術者を総合評価の評価対象とすることにより、若手技術者の登用を促進させる。

■評価対象となる若手等配置

若手技術者育成のため技術指導者を配置した際に評価する。

【予定価格：3.0億円未満】

若手主任（監理）技術者＋技術指導者
（専任または非専任）

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者（専任または非専任）の実績で評価する。
※別件工事で専任配置をしていないことを条件として、技術指導者（非専任）は、工事3件まで登録可能とする。
※専任・非専任については各工事毎に、工事内容に応じて設定する

【予定価格：3.0億円以上】

若手主任（監理）技術者＋技術指導者（専任）

○総合評価の同種実績、成績評定、表彰等は、技術指導者（専任）の実績で評価する。

■対象案件

原則、全発注工事案件

■その他

技術指導者の配置の有無に関わらず若手技術者（40歳未満）を配置した際は、工事成績評定で評価する。

【若手技術者を配置する際の競争参加要件、総合評価】

参加要件／評価	各項目	若手監理技術者 ＋技術指導者		若手監理 技術者のみ
		若手監理技術者	技術指導者	
競争参加要件	資格	○	○	○
	同種工事の施工実績による 競争参加の確認		○	○
総合評価	同種工事の施工実績による評価		○	○
	工事成績評定点による評価		○	○
	表彰、継続教育等		○	○

注1) 技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、次に掲げる①から④全ての条件を満足する者であること。

- ①主任（監理）技術者に求める参加要件をすべて満たすこと。
- ②他の工事に主任（監理）技術者として従事していないものであること。
- ③定期的に配置予定技術者の指導を現場にて行うこと。（1回／週程度）
- ④現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※

注2) 技術指導者は、別件工事を含めて3件以内の工事における指導を行うものとする。※

注3) 技術指導者を含む複数の者が指導を行うことを妨げない。

注4) 技術指導者は、若手技術者より若くても要件を満足すれば配置できる。

※専任の技術指導者を配置する場合は、この条件は不要

【JV代表者以外の構成員に求める参加要件の緩和】

JVの代表者以外の構成員に係る客観点数の引き下げを以下まで可能とする。

工 種	JV代表者	JV代表者以外の 構成員
港湾土木工事	1, 150点	850点
港湾等しゅんせつ工事	950点	750点
空港等土木工事	1, 250点	1, 050点

【下請け施工実績の容認】

作業船を使用する工事において、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める。

(対象工事)

原則、主作業船を使用する港湾土木工事or港湾等しゅんせつ工事で作業船の保有等の評価を実施する工事でかつ、工事規模：6.8億円(WTO)未満である全ての工事

(下請工事を施工実績として認める場合)

会社の元請け実績として、発注工事の競争参加要件で求める「同種工事の施工実績」がない場合に、会社と配置予定監理技術者の一次下請け実績を認める。

(下請け実績の確認資料)

■会社の実績

一次下請実績が確認できる資料

・下請実績・・・施工体制台帳、下請け契約書等

■配置予定監理技術者の実績

一次下請の主任技術者として配置された実績が確認できる資料

・下請配置実績・・・施工体制台帳等

(総合評価の加点)

下請け実績は、競争参加要件の同種実績として認めるが、加点評価しない。

I-3. 港湾工事における作業船保有状況の評価の拡大<見直し>

■目的

港湾工事において、作業船は必要不可欠であるが、作業船の保有は企業努力で確保されているところである。一方、作業船の隻数は、年々、減少しているところであり、港湾工事の品質確保のために、これまで作業船の保有形態及び環境性能に対して評価を行ってきたが、**新たに新造に対して評価を行う。**

■実施概要

作業船を使用する工事を対象に、**平成22年7月以降※に「新造」し、環境性能を満たした作業船を総合評価にて評価**する。
なお、保有形態及び環境性能については、従前どおり、総合評価で評価する。

※海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部改正（平成22年7月施行）

■総合評価における加点

・『保有形態』の評価は、企業の保有持ち分比率に2.0点を乗じた点数を加点する。

⇒証明資料:「登記簿」、「社会保険証券」、「共同保有契約書」等

・『環境性能』の評価は、**作業船を所有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足しているものを対象とし、作業船に設置されたクレーン原動機や主発電機等の「全ての原動機製造後(新品取替)」及び「中古船の買収」のみに関わる企業の出資比率に1.0点を乗じた点数を加点する。なお、加点期間は、原動機製造後(新品取替)15年、中古船については建造後15年を標準とする。**

⇒証明資料:「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等

・『新造』の評価は、**平成22年7月以降に自ら「新造」し、かつ作業船の財産を所有するとともに「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の3」に基づく「窒素酸化物排出量に係る放出基準」を満足するものを対象とし、新造のみに関わる企業の出資比率に2.0点を乗じた点数を加点する。なお、加点期間は、新造後15年を標準とする。**

⇒証明資料:「登記簿」、「社会保険証券」、「国際大気汚染防止原動機証書」、「売買契約書」等

【現状】

項目	配点		満点
	保有形態	環境性能	
自社保有	2	2	4
共有	2	2	4



【変更】

項目	配点			最大
	保有形態	新造	環境性能	
自社保有	2	2	1	4
共有	2	2	1	4

※「企業の能力等」「技術者の能力等」「地域貢献度・精通度等」の合計が40点の場合

※『環境性能』と『新造』の重複した評価はしない

I-4. 電子入札申請手続きの簡素化

〈新規〉

○電子入札システム申請時において、**工事实績等の申請書類の様式に記載している「コリンズ番号」を確認することにより、証明資料となる特記仕様書等の提出書類の削減を図り、申請手続きの簡素化に繋げる。**

従来

- I. 競争参加資格確認申請書
- II. 同種の工事の施工実績
＜証明資料: 20枚程度/社＞
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 建設工事共同企業体協定書
- III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
＜証明資料: 20枚程度/者＞
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- III. 技術指導者の資格・工事経験
＜証明資料: 20枚程度/者＞
 - コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面
 - 請負工事成績評定通知書
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- IV. 技術提案
- V. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書
 - 海上保険証券
 - 共同保有契約書

H 31d~

- I. 競争参加資格確認申請書
- II. 同種の工事の施工実績
＜証明資料: ~~不要~~＞
 - ~~○コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面~~ **不要**
 - ~~○請負工事成績評定通知書~~ **不要**
 - ~~○建設工事共同企業体協定書~~ **不要**
- III. 主任(監理)技術者等の資格・工事経験
＜証明資料: ~~2枚程度/者~~＞
 - ~~○コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面~~ **不要**
 - ~~○請負工事成績評定通知書~~ **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- III. 技術指導者の資格・工事経験
＜証明資料: ~~2枚程度/者~~＞
 - ~~○コリンズ登録内容確認書又は契約書・特記仕様書・図面~~ **不要**
 - ~~○請負工事成績評定通知書~~ **不要**
 - 監理技術者資格者証
 - 資格合格証明書
- IV. 技術提案
- V. 工事に使用する作業船の申請
 - 国際大気汚染防止原動機証書
 - 海上保険証券
 - 共同保有契約書

※主任(監理)技術者、技術指導者の工事経験において地方整備局(港湾空港関係)以外、他省庁、公団等、地方公共団体等の実績における当該工事種別(土木一式工事)の工事成績を実績として申請する場合は工事成績評定通知書等の添付が必要です。

I-5. 主任（監理）技術者の配置変更について〈継続〉

①目的

配置予定監理技術者を複数名申請から1名申請のみとし、併せて契約後の変更を認めることにより、監理技術者の柔軟な配置や申請書類の削減、申請手続きの簡素化に繋がる。

②概要

- ・主任（監理）技術者について申請時は1名のみを申請することとし、複数申請は認めない。（従来は複数名で申請可）
- ・契約後の主任（監理）技術者の変更を認める。

③変更申請受け付け期間

契約日から工事着手日の1週間前まで

※工事着手日は、準備工事（現場事務所等設置や現地測量）の初日をいう。

※変更申請は、変更主任（監理）技術者に係る審査期間の確保のため、工事着手の1週間前を期限とする。

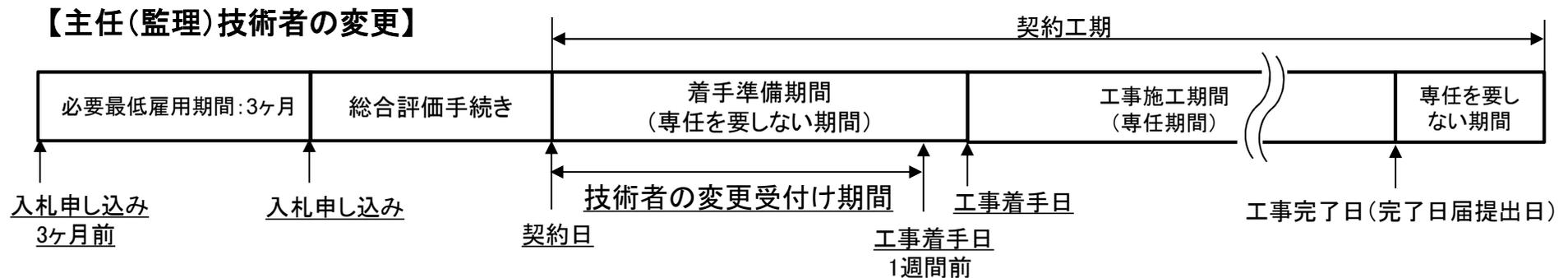
④変更監理技術者の条件

- ・入札申込みの3カ月前以前から受注者に雇用されていること
- ・変更前の主任（監理）技術者と同等以上の技術力が確保されること
※同等以上の技術力とは、技術者の資格・施工経験・表彰実績に基づく総合評価の評価合計点が同点以上となること

⑤監理技術者を変更する際の提出書類

契約日から工事着手日1週間前までに変更主任（監理）技術者の技術力が同等と判断できる書類を提出する。

- ・変更主任（監理）技術者の資格・施工経験・表彰実績など
- ・受注者における一定の雇用期間（入札申込みの3ヶ月前以前から継続）が確認できる資料



I-6. 工事の総合評価落札方式に係る 技術提案の取り扱いについて〈見直し〉

【目的】

工事の総合評価落札方式に係る技術提案について、1つのテーマに対して評価を行う提案事項数の明確化を行い、技術提案書の作成、審査、履行確認等の作業に関する負担軽減を図る。

【見直し内容】

- S型WTOの“VE提案等の技術提案”は、1つのテーマ（評価項目）に対して3つの実施方法までは評価
- S型WTOの“工事全般の施工計画”は1つのテーマ（評価項目）に対して3つの実施方法までは評価
- S型及びチャレンジ型の“施工上配慮すべき事項”、“工事全般の施工計画”は1つのテーマに対して3つの実施方法までは評価

【留意事項】

- 提案はひとつのテーマ（評価項目）に対し効果を発現させるための実施方法を三つまで記載できる
- 実施方法の記載が三つに満たない場合でも欠格とはならない
- 実施方法を四つ以上記載した場合、四つ目以降は評価しないが実施義務は生じるので注意

I-6. 工事の総合評価落札方式に係る 技術提案の取り扱いについて〈見直し〉

VE提案等の技術提案(3提案求めている場合)

評価項目「〇〇の品質を向上させる施工上の工夫」

「××の品質を向上させる施工上の工夫」

「〇〇のより良い出来形を確保するための施工上の工夫」

工事全般の施工計画(3提案求めている場合)

評価項目「〇〇の××の安全管理」

「△△の□□の安全管理」

「◇◇の※※の施工計画」

それぞれの評価項目に対し効果を発現させるための実施方法を3つまで提案できる
例)

評価項目①「〇〇の品質を向上させる施工上の工夫」

着眼点: 〇〇は、××な△△に対し※※を行うことから、□□に留意する必要がある。

実施方法①: ……………

実施方法②: ……………

実施方法③: ……………

評価項目②: 「××の品質を向上させる施工上の工夫」

着眼点: ××は、〇〇な△△に対し※※を行うことから、□□に留意する必要がある。

実施方法①: …………… → 提案が3つに満たなくとも欠格にはならない

評価項目③: 「〇〇のより良い出来形を確保するための施工上の工夫」

着眼点: ××は、〇〇な△△に対し※※を行うことから、□□に留意する必要がある。

実施方法①: ……………

実施方法②: ……………

実施方法③: ……………

実施方法④: ……………

} 3つめまでの実施方法の内容で評価

→ 評価はしないが実施義務が発生

Ⅱ. 低入札価格調査基準の見直し

国土交通省が発注する工事及び調査・設計等の業務における
低入札価格調査基準の範囲を10年ぶりに改訂。

- 近年の施工実態等を踏まえたうえで、会計法令に基づく財務大臣との協議を経て4月1日以降の入札公告を行う案件から、低入札価格調査基準を引き上げ。

【改訂項目】

1. 工事の低入札価格調査基準

<工事>

- 低入札価格調査基準の範囲を0.70~0.90から**0.75~0.92**へ改訂

2. 業務の低入札価格調査基準

<測量>

- 低入札価格調査基準の範囲を0.60~0.80から**0.60~0.82**へ改訂

<地質>

- 低入札価格調査基準の算定に使用する諸経費の参入率を0.45から**0.48**へ改訂

Ⅱ－１．低入札価格調査基準の改正（工事）

○低入札価格調査基準とは

- ・ 予算決算及び会計令 85 条に規定。
- ・ 「当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準。
- ・ この基準に基づいて算出した価格を下回った場合には、履行可能性についての調査を実施。
履行可能性が認められない場合には、落札者とししない。

平成 31 年 4 月 1 日以降に入札公告を行う工事を対象に
低入札価格調査基準の範囲を 0.70～0.90 から 0.75～0.92 へ引き上げ

【現行】

工
事

【範囲】

予定価格の 7.0/10～9.0/10

【計算式】

- ・ 直接工事費 × 0.97
 - ・ 共通仮設費 × 0.90
 - ・ 現場管理費 × 0.90
 - ・ 一般管理費等 × 0.55
- ※上記の合計額 × 1.08

【H31.4.1～】

【範囲】

予定価格の 7.5/10～9.2/10

【計算式】

- ・ 直接工事費 × 0.97
 - ・ 共通仮設費 × 0.90
 - ・ 現場管理費 × 0.90
 - ・ 一般管理費等 × 0.55
- ※上記の合計額 × 1.08

※計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った（下回った）場合には、上限（下限）値で設定。

Ⅱ－２．低入札価格調査基準の改正に伴う関連通達の改正について（工事）

通達名	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">施工体制確認型総合評価落札方式の試行について</p>	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の実施」について</p>	<p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の実施」について</p>																
改正内容	<p>○調査基準価格を満たさない者に対して提出させる追加資料の様式を明記（様式1～様式11）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施工体制台帳（様式1） ・ 資機材購入予定先一覧（様式2） ・ 機械リース元一覧（様式3） ・ 労務者の確保計画（様式4-1） ・ 工種別労務者配置計画（様式4-2） ・ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式5） ・ 配置予定技術者名簿（様式6） ・ 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式7-1） ・ 品質確保体制（品質管理計画書）（様式7-2） ・ 品質確保体制（出来形管理計画書）（様式7-3） ・ 安全衛生管理体制（安全衛生教育・点検計画等）（様式8） ・ 建設副産物の搬出地・運搬計画（様式9） ・ 下請予定業者等一覧表（様式10） ・ VE提案に係る資料（様式11） 	<p>○「様式5 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）及び「様式5-1 手持ち工事の状況（対象工事関連）」について、工事名およびコリダ番号のみで確認できるよう修正</p> <p>○「様式13 過去に施工した公共工事名および発注者」について、様式を廃止</p>	<p>○特別重点調査の対象となる予定価格に乗じる各費用の割合の変更。</p> <p>【改正前】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75%</td> <td>70%</td> <td>70%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>【改正後】</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>直接工事費</th> <th>共通仮設費</th> <th>現場管理費</th> <th>一般管理費等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%</td> <td>80%</td> <td>80%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○低入札価格調査の厳格化により、VE提案等によるコスト縮減額調書（様式-3）を廃止</p>	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	75%	70%	70%	30%	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等	90%	80%	80%	30%
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																
75%	70%	70%	30%																
直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等																
90%	80%	80%	30%																

Ⅱ－３． 低入札価格調査基準の改正（業務）

平成31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ

平成31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ

【現行】

測
量

【範囲】
予定価格の6.0/10～8.0/10

【計算式】

- ・ 直接測量費 × 1.00
- ・ 測量調査費 × 1.00
- ・ 諸経費 × 0.48

【H31.4.1～】

【範囲】
予定価格の6.0/10～8.2/10

【計算式】

- ・ 直接測量費 × 1.00
- ・ 測量調査費 × 1.00
- ・ 諸経費 × 0.48

地
質

【範囲】
予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

- ・ 直接調査費 × 1.00
- ・ 間接調査費 × 0.90
- ・ 解析等調査業務費 × 0.80
- ・ 諸経費 × 0.45

【範囲】
予定価格の2/3～8.5/10

【計算式】

- ・ 直接調査費 × 1.00
- ・ 間接調査費 × 0.90
- ・ 解析等調査業務費 × 0.80
- ・ 諸経費 × 0.48

Ⅱ-2. 低入札価格調査基準の改正（業務）

【現行】

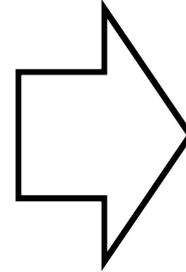
土木
コンサル

【範囲】

予定価格の6.0/10~8.0/10

【計算式】

- ・ 直接人件費 × 1.00
- ・ 直接経費 × 1.00
- ・ その他原価 × 0.90
- ・ 一般管理費等 × 0.48



【H31.4.1~】

変更なし

Ⅲ. 参考 コリンズ・テクリスによる実績等の確認について

- 電子入札システム申請時における実績等の証明資料の簡素化を図るため、技術審査時において提出様式に記載いただく「コリンズ・テクリス番号」等により実績内容等の確認を行うとしたところ。
- コリンズ・テクリスの登録時において、特に、工事データ・業務データ等の情報に抜けがあると実績等の確認ができないため、完成後の登録においては、実績等の適切な入力がないか確認をお願いいたします。

- 業務実績情報システム「テクリス」に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに、受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ①業務打合せ（電話等打合せを含む）等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ②現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者

Ⅲ. 参考 総合評価の種別と配点①

【総合評価の種別】

		施工能力評価型		技術提案評価型		
		Ⅱ型	Ⅰ型 Ⅰ型(施工計画重視型)	S型(WTO・非WTO) チャレンジ型	AⅢ型	AⅠ型、AⅡ型
分類の考え方	工事内容	企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、企業・技術者の能力等で確認する工事	企業が発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を有しているかを、施工計画を求めて確認する工事	施工上の特定の課題等に関して、施工上の工夫等に係る提案を求めて総合的なコストの縮減や品質の向上等を図る場合	高度な施工技術等により便益の相当程度の向上を期待する場合	AⅠ：通常の構造・工法では制約条件を満足できない場合 AⅡ：有力な構造・工法が複数ある場合
	提案内容	求めない	施工計画	施工上の工夫等に係る提案	部分的な設計変更や高度な施工技術に係る提案	施工方法に加え、工事目的物そのものに係る提案
	評価方法	企業・技術者の能力等のみで評価	Ⅰ型は可・不可の二段階で評価 Ⅰ型(施工計画重視型)は点数化して評価	点数化して評価	点数化して評価	
	ヒアリング	実施しない	必要に応じ	必要に応じ	必須	
	段階選抜	実施しない	必要に応じ	必要に応じ	必要に応じ	
	予定価格	標準案に基づき予定価格を作成		標準案に基づき予定価格を作成	技術提案に基づき予定価格を作成	

Ⅲ. 参考 総合評価の種別と配点②

【総合評価の配点】

施工能力評価型（Ⅱ、Ⅰ型）

総合評価対象 40(30)		
施工計画※	企業の技術力※ 20(15)	技術者の技術力 20(15)

※Ⅰ型の場合のみ、施工計画は可・不可のみを評価する。

※「地域精通度・貢献度」の評価は「企業の技術力」の配点合計に含むものとする。

※施工体制確認型でない場合は、（ ）内の点数とする。

施工計画重視型

総合評価対象 40(30)		
施工計画 20(15)	企業の技術力※ 10(7.5)	技術者の技術力 10(7.5)

※現場条件が厳しいなど、特に施工計画を求める必要がある場合に適用する。

※「地域精通度・貢献度」の評価は「企業の技術力」の配点合計に含むものとする。

※施工体制確認型でない場合は、（ ）内の点数とする。

チャレンジ型

総合評価対象 50(40)		
技術提案 40(30)	企業の技術力※ 5(5)	技術者の技術力 5(5)

※「地域精通度・貢献度」は設定しない。

※施工体制確認型でない場合は、（ ）内の点数とする。

Ⅲ. 参考 総合評価の種別と配点③

【総合評価の配点】

技術提案評価型（S型）

総合評価対象 60(50)		
技術提案※ 30(20)	企業の技術力※ 15(10)	技術者の技術力 15(10)

※「地域精通度・献度」の評価は「企業の技術力」の配点合計に含むものとする。
※施工体制確認型でない場合は、（ ）内の点数とする。

技術提案評価型（S型WT0）

総合評価対象 60
技術提案※ 60

※WT0対象のため、「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」及び「地域精通度・貢献度等」の評価は設定しない。

技術提案評価型（A型）

総合評価対象 70(50)	段階選抜対象 40/60		
技術提案 70(50)	施工計画等※ 20	企業の能力等 20	技術者の能力等 20

※施工計画等は段階選抜で必要に応じて評価
※施工体制確認型でない場合は、（ ）内の点数とする。

Ⅲ. 参考 技術評価点の配点①

【施工能力評価型Ⅰ型・Ⅱ型】

項目	細目	評価項目例	施工能力評価Ⅰ型			施工能力評価Ⅱ型		
			満点	評価点	必須／選択	満点	評価点	必須／選択
①技術提案	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	可・不可(欠格)		◎			
②企業の技術力	企業の施工能力	1) 同種工事の施工実績(設計規模) 過去15年間の施工実績	20	6	◎	20	6	◎
		2) 工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		6	◎		6	◎
		3) 工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~-5	◎		0~-5	◎
		4) 優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無		3	◎		3	◎
		5) 安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)		0~-12	◎		0~-12	◎
		6) 事故及び不誠実な行為		1~4	○		1~4	○
		7) 自由設定項目Ⅰ		1~4	○		1~4	○
	地域精通度・貢献度	8) 自由設定項目Ⅱ		1~4	○		1~4	○
③配置予定技術者	配置予定技術者の能力	1) 同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験	20	7	◎	20	7	◎
		2) 同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		7	◎		7	◎
		3) 優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰		4	◎		4	◎
		4) 海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者 【海上工事は必須、制限区域内は必須】 専門技術資格の有無		1	○		1	○
		5) 自由設定項目Ⅲ		1~2	○		1~2	○
合 計			40			40		

※上記評価型式の他に以下の評価型式を実施する。

・施工能力評価 施工計画重視型：企業が、発注者の示す仕様に基づき、適切で的確な施工を行う能力を有しているかを、簡易的な施工計画を求めて確認する工事に適用させる。

Ⅲ. 参考 技術評価点の配点②

【技術提案評価型S型】

項目	細目	評価項目例	技術提案評価S型(WTO以外)			技術提案評価S型(WTO)		
			満点	評価点	必須/選択	満点	評価点	必須/選択
① 技術提案	標準的な施工計画	関係法令、共通仕様書等に準拠した施工計画	30	30 (15×2) 原則1項目(工事内容により2項目設定)	○			
	簡易な施工計画	施工上配慮すべき事項						
	VE提案等の技術提案	個別VEテーマの施工計画				30	30 (15×2) 原則1項目(工事内容により2項目設定)	◎
	工事全般の施工計画	施工上配慮すべき事項事項等の技術的所見				30	30	◎
	ヒアリング ※必要に応じて実施	配置予定技術者へのヒアリング						○
② 企業の技術力	企業の施工能力	1) 同種工事の施工実績(設計規模) 過去15年間の施工実績	15	4	◎			
		2) 工事成績 過去4年間の工事成績評点の平均点		4	◎			
		3) 工事成績(評価減点)(65点未満の場合)		0~-5	◎			
		4) 優良工事等表彰 当該工種を対象に過去3年間の表彰の有無		2	◎			
		5) 安全管理優良請負者表彰 過去1年間の表彰の有無。関東地整発注(港湾空港部)		0~-12	◎			
		6) 事故及び不誠実な行為		0~4	○			
		7) 自由設定項目Ⅰ		1~5	○			
	地域精通度・貢献度	8) 自由設定項目Ⅱ						
③ 配置予定技術者の能力	配置予定技術者の能力	1) 同種工事の施工経験(設計規模) 過去15年間の施工経験	15	5	◎			
		2) 同種工事の工事成績(資格要件で求めた工種) 過去4年間の工事成績評点		5	◎			
		3) 優秀工事技術者表彰 過去4年間の表彰		3	◎			
		4) 海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者 【海上工事は必須、制限区域内は必須】 専門技術資格の有無		1	○			
		5) 自由設定項目Ⅲ		1~2	○			
合 計			60			60		

※上記評価型式の他に以下の評価型式を実施する。

- ・技術提案評価 チャレンジ型 : 施工上の創意工夫について技術的な提案を求める工事に適用できる。技術力の評価は、「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」及び「技術提案」により行う。
- ・技術提案評価 S型(WTO) ワークライフバランス認定企業の評価 : S型(WTO)においてワークライフバランス認定企業の評価を追加した段階選抜を行う。

Ⅲ. 参考 技術評価点の配点③

【自由設定項目】

企業の技術力

自由設定項目Ⅰ（「企業の施工能力」において最大4点）

- ①当該工事に使用する作業船舶の保有状況
- ②ISO認証取得状況
- ③当該工事の関連分野の技術開発実績の有無及び有用な新技術の活用
- ④登録海上起重基幹技能者の活用
- ⑤建設マスター（優秀施工者国土交通大臣顕彰）の活用
- ⑥ICT活用工事（ICT活用計画）

自由設定項目Ⅱ（「地域精通度・貢献度」において最大5点）

- ①東京湾再生推進のための環境活動状況
- ②災害時の事業継続力の認定状況
- ③災害協定締結の有無
- ④ボランティア活動による地域貢献の実績
- ⑤地元企業活用状況
- ⑥地元資材活用状況
- ⑦施工都県内における本店（支店）所在の有無

技術者の技術力

自由設定項目Ⅲ（最大2点）

- ①資格（海上工事施工管理技術者、空港工事施工管理技術者）
- ②同種工事の役職経験（過去4年度の役職経験）
- ③継続教育（CPD）の取組状況
- ④配置予定技術者の当該エリアにおける工事实績（技術提案評価S型のみ）